教育総務課

基礎学力充実教室が開講しました

7月29日に基礎学力充実教室が開講しました。

この教室は、いわゆる9歳の壁とも言われる小学校3・4年生の基礎学力不足や中学校3年生の高等学校進学に向けた不安を解消するため、各学校で行われている補習等の取組みとは別に目的別学級編成による「小中学生学習支援事業」で、来年2月末までの期間となります。

今年度は各学校を通じて申し込みのあった小学校3・4年生と中学校3年生全78名が受講します。当日は、テストを受けたり、真剣に講師の話に耳を傾けたりしていました。

問合せ 教育総務課 学校教育担当 ☎62－0823

子育て支援課

夏休みに親子クッキングが開催されました

7月22日、健康増進センターで小学生と保護者を対象に親子クッキングが行われました。

今回は、小学生10名、保護者8名の参加で、夏野菜入りケーク・サレ、じゃがいもポタージュ、きらきらゼリーの3品を作りました。ドキドキしながらもみんな上手に野菜を切ることができていました。

「夏休み中に家でも作りたい」「苦手な野菜も食べられた！」といった感想が聞かれ、親子、友達と協力して食事づくりに参加できました。

次回は、12月9日(土)に開催予定です。

問合せ 子育て支援課 ☎62－0825

環境農政課

犬の飼い方のルールについて

犬の飼い方のルールについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき定められた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、以下のとおり明記されています。

放し飼いや散歩で放すことの禁止

柵に囲まれた自己の敷地内や屋内で飼う場合以外は、放し飼いをしてはいけません。

つないで飼う場合は場所と綱の長さに気を配る

つないで飼う場合には、人に危害を与えるおそれのないように注意しましょう。

周辺地域の住民や環境への配慮

鳴き声や毛の飛散、排泄物の放置などで地域に迷惑をかけてはいけません。また、塀や電柱等への放尿跡（マーキング）などは、水で流すなどマナーに注意してください。

散歩のときの安全確保

散歩は必ずリードを付け、犬を制御できる人が行い、時間帯や場所に配慮しなければなりません。長すぎるリードでの散歩は、犬にも人にも危険です。

適正なしつけ

社会に受け入れられるようなしつけをし、特に静止（マテ）ができるようにしなくてはなりません。また、呼び戻し（オイデ）ができると、いざというときに役立ちます。

飼い犬の性質や特性を知る

飼い犬の性質や特性をよく理解し、事故を起こさないように注意しなくてはなりません。

問合せ 環境農政課 みどり環境担当 ☎62－0719

環境農政課

「彩の国動物愛護推進員」を公募します

県では、動物の愛護及び管理に関する法律第38条の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間 9月1日(金)～11月30日(木)

活動内容

- 動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるための啓発活動
- 地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など
- 動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

申込方法等 県ホームページ又は各保健所（さいたま市・川越市・越谷市を除く）、県動物指導センターの窓口に設置する募集要項をご覧ください。

問合せ 埼玉県保健医療部生活衛生課 総務・動物指導担当 ☎048－830－3612

東松山税務署

「消費税軽減税率制度説明会」開催のお知らせ

東松山税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

※なお、他市町村の説明会の日程については、国税庁のホームページの消費税軽減税率のサイトに掲載しています。

日時 10月12日(木) 14時～15時30分

場所 ふれあい交流センター206会議室

問合せ 東松山税務署 法人課税第一部門 ☎22－0992

地域支援課

平成29年就業構造基本調査を実施します

総務省統計局では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。この調査は、就業の実態、就業に関する希望や就業異動、育児・介護の有無などについて調査をします。

全国約33,000調査区を対象として調査が行われ、嵐山町では3地区が対象調査区となっています。

9月上旬から、準備調査で調査員が伺った世帯のうち、無作為に抽出された調査対象世帯に、調査員が9月下旬に再度伺いますので、ご回答をお願いします。

また、パソコンやスマートホンを使って回答することができます。

ご協力をお願いします。

【対象区域】

- 杉山の一部
- むさし台の一部
- 千手堂の一部

問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62－2152

上下水道課

水道の開栓・閉栓の届出はお早めに

左記のような場合には、申請手続きが必要となります。事前に上下水道課までご連絡ください。

(1)転入、転居などにより、水道を使用されるとき。

(2)転出、転居などにより、水道を止めたいとき。

(3)家屋の増改築や、長期間不在などにより、一時水道を止めたいとき。

(4)水道の所有者や使用者に変更があるとき。

※(2)と(3)の届出がない場合、ご使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

なお(1)と(3)と(4)の届出書様式は町ホームページからダウンロードできます。

●受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

土曜日・日曜日・祝日の水道の開栓・閉栓に係る作業は行っておりません。

問合せ 上下水道課 管理担当 ☎62－0728

比企広域消防本部

住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう

住宅用火災警報器は設置してから10年を経過すると、電子部品の寿命や電池切れ等で火災を感知しなくなることがあります。

10年を経過する前に、早めの交換をおすすめします。

①設置時期を調べるには？

設置したときに記入した「設置年月」または、本体に記載されている「製造年」をご確認ください。

②点検の方法は？

火災警報器のボタンを押す、または、ひもを引いて作動確認をします。正常な場合は「メッセージや警報音」が鳴ります。音が鳴らない場合は「電池が正しくセット」されているかご確認ください。

③それでも鳴らない場合は！

「電池切れ」または「機器の故障」です。取扱説明書を確認して交換しましょう。

※高齢者や障害者世帯等、取付が困難な場合は、ご相談ください。

問合せ 比企広域消防本部 予防課 ☎23－2268

さいたま地方法務局

全国一斉 法務局休日相談所の開設について

さいたま地方法務局では、休日相談所を開設いたします。お気軽にご利用ください。相談は、予約のある方を優先いたします。

相談の予約及び詳細については、下記の法務局までご連絡ください。詳しい情報は、さいたま地方法務局ホームページに掲載しています。

日時 10月1日(日) 10時～15時

場所 ①さいたま地方法務局本局 ②ウェスタ川越(1階・3階)

予約 ①さいたま地方法務局本局 ☎048（851）1000 ②さいたま地方法務局川越支局 ☎049（243）3824

内容 土地・建物の相続や会社設立等の登記手続、隣地との境界に関する相談、戸籍・国籍、供託、人権、公正証書などに関するご相談

問合せ さいたま地方法務局総務課庶務係 ☎048－851－1000

まちづくり整備課

都市計画の案の縦覧について

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

○都市計画の案の縦覧

縦覧内容 「東松山都市計画火葬場」の変更案(東松山市決定)

縦覧期間 9月1日(金)～9月15日(金)(土・日を除く8時30分～17時15分)

縦覧場所 嵐山町まちづくり整備課、東松山市都市計画課、滑川町建設課、吉見町まち整備課

○案に対する意見書の提出

対象 嵐山町、東松山市、滑川町及び吉見町の住民及び利害関係人

提出方法 持参、郵送

提出期限 9月15日(金) 17時15分まで(期日必着)

提出先 嵐山町まちづくり整備課(〒355-0211嵐山町大字杉山1030-1)、東松山市都市計画課(〒355-8601東松山市松葉町1-1-58)

※案については東松山市ホームページでもご覧になれます。

問合せ まちづくり整備課 ☎62－0721 東松山市都市計画課 ☎21－1425